

保護者・学生の皆様へ

—緊急事態宣言解除に伴う入構制限・対面授業の段階的な緩和について—

5月25日、新型コロナウイルス感染拡大防止のための緊急事態宣言が解除されました。本学はこれまで、感染拡大防止のため、学生のキャンパス入構禁止措置、オンラインによる授業を継続してまいりましたが、宣言解除後も、学生の皆さんの身の安全を確保するため、また感染の第二波、第三波のリスクを回避するために、同様の措置の継続が必要であると判断いたしました。

学生の皆さんにとっても、また私たち教職員にとっても、大変つらい状況が続きますが、キャンパス入構許可と対面授業の再開に向けて、段階的に解除していくことといたします※。保護者様にも本措置の趣旨をご理解賜り、引き続きのご協力を何卒よろしくお願い申し上げます。

三つの密を避けて、自分自身が感染しないよう、周囲に感染させないよう、どうか十分に注意を払って下さい。キャンパスでの学びと活動の日常が一日も早く戻ることを、私たちも心から願っています。

※ いくつかの条件を設けていますので、詳しくは大学からの案内をご覧ください。

2020年5月29日
学長 角山 剛